

婚外子差別に No! 電話相談 2025



042-527-7870

1月9日 7月3日
2月6日 8月7日
3月6日 9月4日
4月3日 10月2日
5月1日 11月6日
6月5日 12月4日

※電話通話料のみご負担ください。

〈電話相談は無料です〉

毎月第1木曜日 午後2時～8時
(1月のみ第2木曜日)

親の結婚の有無で、何で「嫡出子」「嫡出でない子」と子どもに優劣をつけられなければならないのでしょうか。

出生届では、「嫡出でない子」と母親に記載を強制し、一部の戸籍には、未だに婚外子と一目でわかる記載が残っています。これらが婚外子とその母親への差別に繋がっています。

このような婚外子差別の現状を知ってもらうため、昨年(2024年)10月に国連女性差別撤廃委員会の日本審査に行き訴えました。その結果委員会から、「婚外子の地位に関するすべての差別規定を廃止し、婚外子とその母親を、社会における偏見と差別から保護すること」との勧告が出ました。私たちはこの勧告の実現を図るため頑張ります。

「婚外子差別に No! 電話相談」も、今年で丸13年になります。差別のことや不快な思いや体験されたこと、わからないことや日々の思いなど、お聞かせください。お電話お待ちしております。

婚外子ということで受けた不快な思いや、いやな思いなどお話を聞かせください!

出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。
→チェックしないで受理される方法があります。お電話ください!

事実婚での困ったことや悩みなどお聞かせください。

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままで大丈夫!
→家裁の窓口で変更をと言われても、変更しないで大丈夫です。



婚外子の戸籍の続柄(つづき)は、長女・長男式に変わりました。2004年10月以前に戸籍が作られた婚外子の続柄は、申し出ることによって、女・男から長女・長男式に直せます。申出の前に、お電話ください!

戸籍の続柄を変更したのに、前の記載が残っている!
→前の記載を消せます。ぜひ、お電話ください。

主催 **なくそう戸籍と婚外子差別・交流会**
問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp
取次先 F A X & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求め36年余運動してきた市民団体です。